【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 3） 登録免許税：外（国税 24）、不動産取得税：外（地方税3）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号、「情報処理促進法」）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者（以下、単に「選定事業者」という。）について、 ①同法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画（以下、単に「選定実施計画」という。）に基づく資本金の額の増加をしようとする場合、登記を受ける際の登録免許税の税率を千分の三.五（通常の半分）とする。 ②選定事業者が同法第四十七条第一項第十三号に基づき(独)情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）が行った出資の二分の一（通常の半分）を資本割の課税標準から控除して、地方税率を乗ずることとする。
				《要望の内容》 我が国の産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、次世代半導体を製造するための基盤整備を行う選定事業者に対して、情報処理促進法に基づく現物出資等により発生する税負担の減免措置を創設するとともに、現行の出資等に係る税負担の軽減措置の延長等を行うことを要望するもの。
				《関係条項》 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第二十五項
5	担当部局			経済産業省商務情報政策局情報産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和7年度～
7	創設年度及び改正経緯			令和7年度　現行制度　創設
8	適用又は延長期間			令和 13 年度までにわたる適用を措置する
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	＜租税特別措置等により実現しようとする政策目的＞ 次世代半導体は、生成 AI や自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキーテクノロジー。このため、次世代半導体の製造基盤を整備し、我が国における次

				世代半導体の量産等を実現する。 　また、2024 年から 10 年間で 50 兆円を超える次世代半導体の量産事業を含むAI・半導体関連産業全体での国内投資を官民協調で実現する。
				《政策目的の根拠》 ・情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号） ・経済財政運営と改革の基本方針 2026 「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～（令和8年7月 21 日閣議決定） ・日本成長戦略（令和8年7月 21 日） ・「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年 11 月 22 日閣議決定） ・半導体・デジタル産業戦略 改訂版（令和 8 年 6 月 23 日 経済産業省商務情報政策局）
		②	政策体系における政策目的の位置付け	4．情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	日本の産業競争力を支える生成 AI や自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保し、安定的な供給体制を確立するため、令和7年度に情報処理促進法に基づき選定した選定事業者の選定実施計画及び当該選定における外部有識者委員会における議論に基づき、令和9年度に次世代半導体の量産開始、令和 11 年度頃に選定事業者の営業キャッシュフロー黒字化、令和 13 年度頃に選定事業者のフリーキャッシュフロー黒字化及び株式市場への上場の実現を目指す。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	次世代半導体の量産に取り組む選定事業者の税負担を軽減することは、選定事業者の経営安定化と効率的な経営資源活用につながることから、足元において量産開始前で収益力の乏しい選定事業者が量産事業を立ち上げ、事業拡大・安定化することに直結し、我が国における次世代半導体の量産基盤構築に貢献する。 　さらに、半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらすものであるところ、次世代半導体の量産に係る取組に際して生じる税負担の軽減は、量産開始及び事業化を後押しとなり、量産事業の波及効果を通じて我が国経済の発展、地域経済の活性化をもたらす。 　なお、情報処理促進法に基づく選定事業者の選定にあたっては、国や自治体の施策と相まって我が国経済社会の発展、地域経済の活性化に寄与するよう努めることを要件とするなど、次世代半導体の量産に係る取組が政策目的の実現に寄与するよう設計されている。
10	有効性等	①	適用数	令和7年度以降：1 件
				【算定根拠】 　令和8年8月末現在において選定事業者となっているのは 1 社のみ（令和7年 11 月 18 日選定）であるため、適用数は 1 件となる。 　なお、次世代半導体の量産基盤の確立に向けては、政策資源の集中的な投入が必要であることに鑑み、情報処理促進法では、次世代半導体の量産に係る取組みを最も適切に実施することができる者を選定事業者として選定することとしていることから、令和7年度以降において

				も適用数は1件を想定している。
		②	適用額	【現行制度：登録免許税関係】 令和7年度：2,676 億円 令和8年度：1,500 億円 令和9年度以降：未定 【現行制度：法人事業税関係】 令和7年度：（適用なし） 令和8年度：2,500 億円 令和9年度以降：2,500 億円～ 【新設制度：不動産取得税・登録免許税関係】 令和9年度以降：未定
				【算定根拠】 　選定事業者に対するこれまでの出資について、 ・令和8年2月、情報処理促進法に基づく IPA からの出資が 1,000 億円、民間企業等 32 社からの出資が計 1,676 億円、 ・令和8年6月、情報処理促進法に基づくIPA からの出資が 1,500 億円であったことから、現行の登録免許税・法人事業税関係の適用額を記載。 　なお、令和9年度以降に情報処理促進法に基づくIPA からの現物出資が想定され、現行制度のみならず、新設の当該現物出資に際して生じる資産移転に係る税制措置の適用も想定されるが、今後実施する現物出資対象資産の価値評価の結果等によって資産価額や出資額は変動するため、適用額は未定である。 　また、令和9年度以降の IPA からの出資についても、厳格な選定事業者の事業に係るモニタリングによって研究開発・事業計画の進捗を確認しつつ、出資の必要性や金額、官民の分担のあり方等について産構審・次世代半導体等小委員会も交えて精査・具体化した上で、必要となる予算等を国会の議決を経て出資の方針や実行を行っていく方針であるため未定としている。 　さらに、選定事業者は令和 13 年度頃までに 1 兆円規模の民間企業等からの出資確保を目指しているが、具体的な出資の時期や金額は未定である。
		③	減収額	【現行制度：登録免許税関係】 令和7年度：4.7 億円 令和8年度：2.6 億円 令和9年度以降：未定 【現行制度：法人事業税関係】 令和7年度：（適用なし） 令和8年度：3.3 億円 令和9年度以降：3.3 億円～ 【新設制度：不動産取得税・登録免許税関係】 令和9年度以降：未定

			【算定根拠】 ・登録免許税については、 ①各年度の出資を選定事業者が受け入れた際、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項に基づきその半分を資本金に計上したと仮定し、 ②現行制度の適用がない場合の 0.7%の税率を乗じた場合の税額と、現行制度を適用し 0.35%の税率を乗じた場合の納税額の差分を、減収額として計上。 ・法人事業税については、現行制度創設後の令和7年以降の事業年度において、 ①現行制度を適用する場合として、(i)情報処理促進法に基づくIPAからの出資により計上した資本金に対しては課税標準を半額としたうえで、(ii)地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十一第七項により、1000 億円以下の資本金等（資本金と資本剰余金の合計額、ここでは出資金と同額とする）の金額に対しては 0.525%の税額を、1,000 億円超～5,000 億円以下に対しては、課税標準をさらに半額としたうえで 0.525%の税額を乗じて税額を算出 ②現行制度を適用しない場合として、①(ii)の方法で税額を算出 ③①と②の差分を、減収額として計上。
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 選定事業者による次世代半導体の量産事業の状況及び政策支援の在り方については、9．①の経済対策において「第三者の外部有識者による評価等の下で、（中略）支援対象事業については適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の認定・見直しや支援継続の要否等を議論する枠組みを設ける」としており、これに基づき、外部有識者委員会を含め事業状況の定期的なモニタリングと事業マイルストーンの達成を確認することで実施している。 令和7年度のマイルストーンは、「先行評価用 PDK リリース（注：PDK：Process Design Kit の略。顧客が活用する設計キット）」であるが、選定事業者が令和7年 12 月に本マイルストーンを達成したことを確認済であり、次世代半導体の量産開始や営業キャッシュフロー・フリーキャッシュフロー黒字化、株式市場への上場等に向け、当初設定したマイルストーンに沿って事業が展開されていることを確認している。他方で、令和9年度以降は一層多額の設備投資や量産開始による運転資金の充実の必要性等から、外部からの資金調達とともに税務負担の軽減が不可欠である。 また、選定事業者の事業展開により、地元やその周辺地域に、令和8年7月現在で 62 社の半導体関連企業がオフィス等の拠点設立を決定するなど、選定事業者の事業による地域・国内投資等への波及効果についても、一定の効果を確認している。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・経済産業省 HP（情報処理の促進に関する法律関係）「Rapidus 株式会社の事業の進捗状況について（令和8年4月、商務情報政策局）」

				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 選定事業者も含めた一般的な次世代半導体の量産事業は、多額の設備投資を先行的に実施する必要があることや業況変化が比較的大きい事業特性があることから、特に事業が安定化するまでの間は事業展開に合わせ財務基盤を強化していくことが極めて重要である。 そのため、選定事業者は、令和7年度及び令和8年度に IPA や 32 社の民間企業等から出資を引き受けたが、その際の現行措置による減収は 10③の通り数億円規模になる。これは、例えば同社設立当初に主要株主から調達した出資額に相当する規模のものであり、経営に一定の影響を与える大きな金額である。 したがって、財務基盤強化が特に重要な事業局面において、現行措置によって選定負担の税負担が軽減されたことは、同社が調達した出資金が令和9年度の量産開始及びその後の事業展開のために効果的に活用されることに直結し、それにより競争力を確立することで令和 11 年度頃の営業キャッシュフロー黒字化や令和 13 年度頃のフリーキャッシュフロー黒字化及び株式市場への上場の実現を後押しすることにつながるため、現行措置が9③の目標達成に寄与しているといえる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 経済産業省HP、「次世代半導体等小委員会」事務局資料
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 10①の通り、令和8年8月末現在において選定事業者となっているのは 1 社のみ（令和7年 11 月 18 日選定）であるため。
		⑤	税収減を是認する理由等	次世代半導体は、自動運転や生成 AI 等の最先端技術に不可欠なキーテクノロジーであり、当該半導体の量産基盤を国内で構築することは、安定供給の観点また、我が国の危機管理投資・成長投資の観点から大きな意義があるもの。②のように、現行措置は選定事業者の財務基盤強化と必要な設備投資等の実行に貢献し、次世代半導体の量産に寄与しており、新設の措置も同じ側面の効果が見込まれる。 また、10④の通り選定事業者の取組により我が国経済・地方経済への波及効果も一定程度発現している。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。このため、キャッシュアウトを抑える観点から、必要な期間に限り官民出資を最大限活用できるよう税制措置を講じることは妥当である。 また、新設の現物出資に係る資産移転についても、選定事業者が次世代半導体を量産するにあたり情報処理促進法に基づき実施されることが予定されているものであることから、当該移転が生じる場合に限り税負担を減ずることは妥当である。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	選定事業者による次世代半導体の量産に向けては、研究開発による技術的基礎の確立と量産のための設備投資が必要であるが、これまで、 ①ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業で技術的基礎の確立に取り組むとともに、 ②設備投資等に充てる資金ため、情報処理促進法に基づくIPA からの出資を実施してきたところ。 ③さらに、IPA の金融支援（②）を含むラピダスの資金調達の効果を最大化するため、現行措置を講じてきた。 次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定されることから、出資をはじめとした金融支援に加え、キャッシュアウトを抑制する観点から、資金調達や①で技術的基礎を確立した後に実施する現物出資の実施に係る税負担の軽減が必要。
		③	地方公共団体が協力する相当性	半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらすもの。足元でも、10④の通り、選定事業者の事業展開によって地元やその周辺地域に、令和8年7月現在で 62 社の半導体関連企業がオフィス等の拠点設立を決定するなど、選定事業者の事業による地域・国内投資等への波及効果についても、一定の効果を確認している。 また、情報処理促進法に基づく選定事業者の選定にあたっては、国や自治体の施策と相まって我が国経済社会の発展、地域経済の活性化に寄与するよう努めることを要件とするなど、次世代半導体の量産に係る取組が地方経済の活性化等をもたらすよう設計されている。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和7年2月